

## 第 1 期プログラムからの事業等の見直し点について

基本施策 1 生産から消費に至る食の安全を確保します。

における関係事業及び成果目標について、以下の 4 点の見直しを行います。

## (1) 新規事業について (園芸課)

## (1) 安全な食品の生産と供給

## ア 安全な農林水産物の生産と供給

の項目

【具体的な取組み】

## ⑦ ふくしま園芸パワーアップ事業

【園芸課】

を見直し、新たに以下の事業を実施します。

【新たな事業】

## ⑦ 元気な産地づくり推進事業

【園芸課】

県及び関係団体で構成する新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクトにおいて、安全・安心の確保と販売対策強化の取組を推進するとともに、県オリジナル品種の全県的な普及・拡大を図り、「ふくしまの恵みイレブン」の主力品種として、栽培面積、出荷量の早期拡大を図ります。

## (2) 成果目標の見直しについて (食品生活衛生課)

## ア (3) 食品表示の適正化の推進

の項目

&lt;見直しの内容&gt;

これまで、食品表示の適正化の推進に関わる成果目標は、「食品衛生法に基づく表示不良食品の発生件数」、「JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率」及び「JAS法に基づく生鮮食品業者の適正表示率」の 3 つの代表指標としてきましたが、平成 27 年 4 月 1 日より、食品衛生法と JAS 法における食品表示制度が統一され、新たに「食品表示法」が施行されましたので、成果目標の代表指標も一本化します。

【新たな成果目標値】

(代表指標)	(現況値)		(29 年度)
○ 食品表示法に基づく表示不良食品の発生件数	57 件 (26 年度実績)	⇒	28 件以下 ※半減以下を目指す。

※ 成果目標の対象事業となる【具体的な取組み】においては、引き続き、食品生活衛生課と環境保全農業課において、食品表示法における「衛生」表示と「品質」表示を区分して、それぞれ監視・指導していきます。

## イ (4) 食の安全を確保するための検査体制の充実

の項目

&lt;見直しの内容&gt;

これまで、本項目での成果目標 (代表指標) の一つとして、「食品衛生法上の不良食品発生件数」を設定してきたところですが、この不良食品には、表示違反など、検査を必要としない不良食品も含まれていました。このことから、今後、本項目における成果目標 (代表指標) については、微生物検査又は理化学検査により判明する「食品衛生法上の不良食品発生件数 (規格基準違反件数)」に設定します。

【新たな成果目標値】

(代表指標)	(現況値)		(29 年度)
○ 食品衛生法上の不良食品発生件数 (規格基準違反件数)	9 件 (26 年度実績)	⇒	4 件以下 ※半減以下を目指す。

(3) 事業の廃止及びこれに伴う成果目標の削除について（環境保全農業課）

(5) 食の安全に関する調査研究の適正化の推進 の項目

【具体的な取組み】

① 農薬適正使用推進事業（生産段階における残留農薬の確認）

【環境保全農業課】

<廃止の理由>

食品衛生法上の収去検査と検査内容が重複していること、及び産地での自主検査が実施されていることから、平成27年度より当該事業を廃止します。

この事業の廃止により、成果目標（代表指標）「残留農薬の分析検体のうち基準値を超過した検体数」を削除します。（第1期プログラム：A評価）

基本施策3 食品中の放射性物質対策に取り組み、  
一層の食の安全・安心を確保します。

における関係事業について、以下の見直しを行います。

○ 事業の廃止について（環境保全農業課）

(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有と  
リスクコミュニケーションの促進 の項目

【具体的な取組み】

③ 食の安全・安心推進事業

【環境保全農業課】

<廃止の理由>

平成24年度から平成26年度まで3カ年の事業期間で、のべ17事業者が産地段階での検査情報発信など食の安全確保対策の活動を行い、事業成果が一定程度上がったと思われることから、本事業を廃止します。